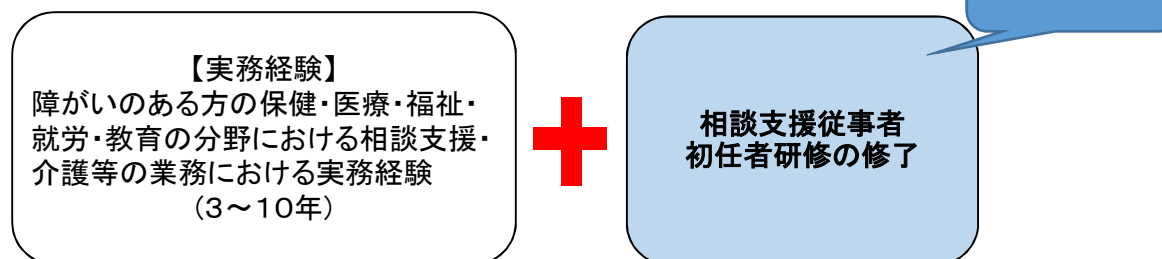


受講にあたっての注意事項

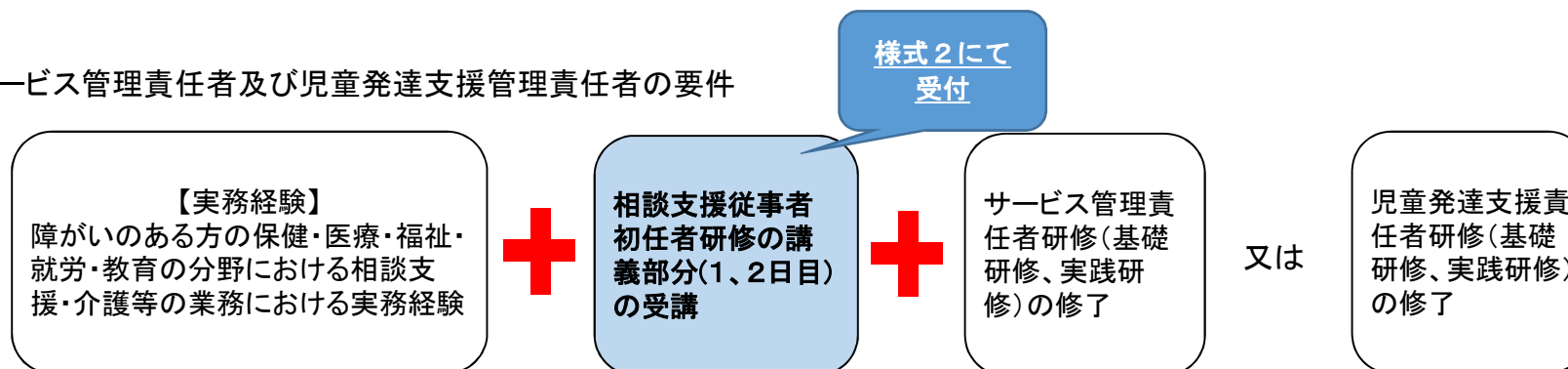
1. 相談支援専門員の要件



◎実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、相談支援専門員の資格を得たことになる。

※相談支援専門員は、5年に1回「現任研修」を受講しなければならない。

2. サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件



◎実務経験と研修修了の要件を両方満たした場合のみ、サービス管理責任者の資格を得たことになる。

※相談支援専門員として従事する場合は、未受講分(3～7日目)を5年以内に受講する必要があります。

※本研修は、それぞれ上記図内の色がついている部分になります。